



IV. コンプライアンスの推進

1. コンプライアンスの推進・取り組み



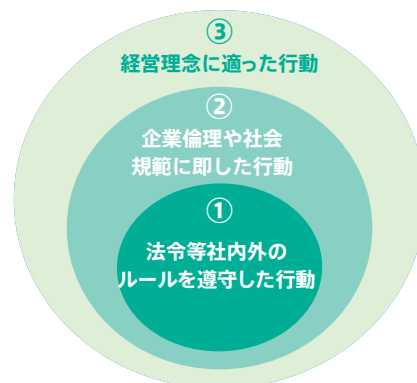
お客さまや社会から常に信頼を得られる企業となるため、従業員自らが公正かつ誠実に行動することにより、コンプライアンスの徹底・強化に努めています。

(1) コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、

- ① 「法令」など社内外のルールの遵守に限らず、
- ② 社会から求められる「企業倫理」や「社会規範」に即した行動をすることに加え、
- ③ 経営理念にある「お客さま視点に立った企業活動」を私たち一人ひとりが理解し、行動していくこと、

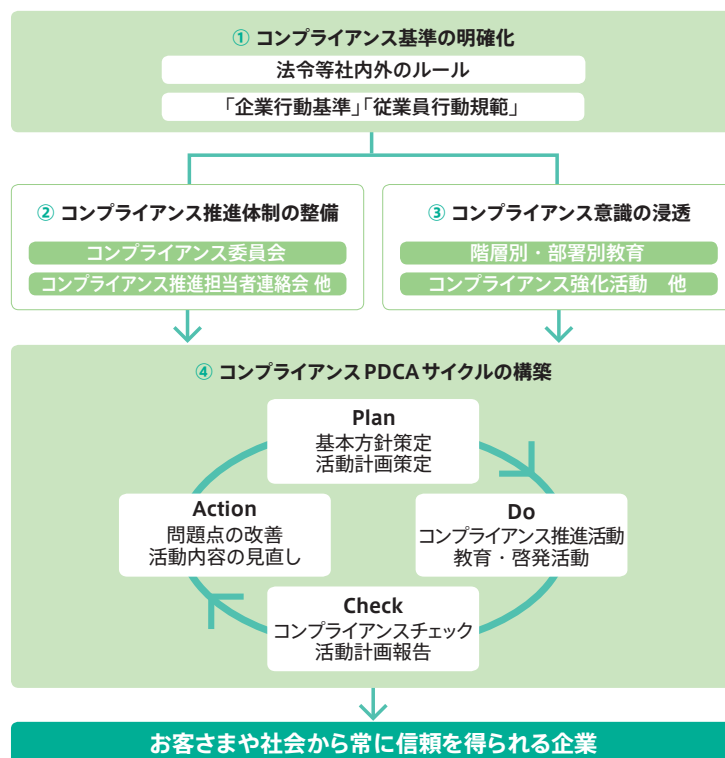
であると定義しています。



(2) コンプライアンスの取り組み方針

京葉ガスは、お客さまや社会から常に信頼を得られる企業になるための基盤として、「コンプライアンスの推進」を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、オール京葉ガスが一体となり、以下の方針に沿って取り組んでいます。

- ① コンプライアンス基準の明確化
- ② コンプライアンス推進体制の整備
- ③ コンプライアンス意識の浸透
- ④ コンプライアンスPDCAサイクルの構築



(3) 「企業行動基準」「従業員行動規範」の実践

京葉ガスは、公益事業者としての使命と責務のもと、厳守すべき基本的事項を「企業行動基準」として定め、その具体的な指標として「従業員行動規範」を2003年に制定しました。

また、「企業行動基準・従業員行動規範」に則した行動を実践するにあたって留意すべき事柄や参考となる事例などをまとめた「オール京葉ガス 私たちの行動規範」を作成し、実践の徹底に努めています。

2. コンプライアンス推進体制の整備



(1) コンプライアンス委員会

京葉ガスでは、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関するさまざまな施策を検討しています。また、部署ごとに、コンプライアンス推進責任者(箇所長)および推進担当者※を選任し、コンプライアンス活動の推進や啓発に努めています。

※オール京葉ガス各社においても、推進担当者を選任し、コンプライアンスの推進活動に努めています。

(2) コンプライアンスホットライン窓口(内部通報制度)

従業員が業務に関連するコンプライアンス上の問題に直面したり、疑問・悩みを感じた際に、通報・相談できる「コンプライアンスホットライン窓口」を設置しています。

受け付けた通報・相談に対しては、公平かつ公正に検討・調査し、改善などが必要な案件については、迅速かつ適切に改善策・再発防止策を講じています。

3. コンプライアンス意識の浸透



(1) 教育研修の実施

コンプライアンスに対する従業員の意識浸透をはかるため、年2回の定期教育、階層別の研修(新入社員・新任管理職など)を実施しています。

定期教育においては、各部署が抱える問題について、各職場で率直に話し合い、改善していくという風土作りを目的に実施しています。その他、イントラネットを利用した事例解説など、定期的に情報を提供しています。

(2) コンプライアンス啓蒙活動

毎年10月を「コンプライアンス強化月間」として設定し、コンプライアンスの徹底を図っています。

(3) コンプライアンスチェックの実施

年に1回、コンプライアンスチェックを実施しています。コンプライアンスの定着状況の把握や、さらなるコンプライアンス意識の醸成を目指すとともに、集計結果を分析し、問題点の改善・活動内容の見直しに役立てています。

また、調査結果をイントラネットで公開し、従業員で共有しています。

(4) お客さま情報の取り扱い

京葉ガスでは、お客さまの情報を取り扱う委託先全箇所に対し、情報の取り扱いに関する遵守状況などの確認を行っています。

また、コンプライアンス強化月間において個人情報保護の重要性について再確認する等、個人情報保護に関する意識の向上を図っています。

(5) 情報セキュリティ教育の実施

京葉ガスでは、情報セキュリティ意識の啓発のために、毎年9月を「情報セキュリティ月間」に設定し、標的型攻撃メール訓練などを実施しています。